



龍ヶ崎市公告第69号

令和6年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務委託に係る公募型企画提案の受付開始について

このことについて、次のとおり参加申し込み及び企画提案を募集する。

令和6年6月11日

龍ヶ崎市長 萩原 勇



1. 業務名

令和6年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務委託

2. 業務概要

本市では平成26年度より「ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認定制度」を創設し、「レディファーストトマト」と「特別栽培米コシヒカリ」をふるさと龍ヶ崎ブランド農産物(以下「市ブランド農産物」という。)に認定して農産物のPRに取り組んでいる。令和5年度においては、知名度向上事業業務委託によりSNSや特設WEBサイトを活用した知名度の向上及び市外飲食店とコラボし、期間限定で市ブランド農産物を使用したメニューを提供することによって、より一層のイメージアップに取り組んでいる。

今後も市ブランド農産物が市産農産物全体の認知度向上とイメージアップをけん引することで、農業者支援に取り組んで行くものであり、本事業の企画提案においては、本市の課題などを十分に把握し、農産物への理解、高度な企画力、PR手法の多様性等、本市にふさわしい最も優れた成果が期待できる事業者を選定することが必要であることから、公募型プロポーザル方式を採用し、市ブランド農産物の魅力の発信や消費拡大などを含めた本事業実施に関する企画提案を求めるものである。

3. 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

ただし、検査期間10日間を含むものとする。

4. 参加要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による更生計画の認可がなされていること又は民事再生法(平成11年法律第225号)

に基づく再生手続開始の申立てをした者にとっては、裁判所による再生計画の認可がなされていること。

- (5) 龍ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年龍ヶ崎市条例第23号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (6) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程(平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規程」という。)第37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱(平成20年龍ヶ崎市告示第17号)第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- (7) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から排除要請があった者であって、当該排除要請が継続しているものでないこと。
- (8) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び市税(法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税)の未納税額がないこと。ただし、市税については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に限るものとする。
- (9) 過去3年度以内(令和3年度～令和5年度)に、国又は地方公共団体を発注者とし、自治体の農林水産物のプロモーションに関する同種の業務について、元請として受注した実績があること。なお、同種の業務とは、自治体の農林水産物のマーケティングやコンサルティングに関する業務をいう。

参加申込、提出期限及び提出先等の諸手続については、令和6年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領を参照すること。

5 担当部署(令和6年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会事務局)

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

龍ヶ崎市市民経済部農業政策課農業戦略グループ 担当:服部・沼野

TEL 0297-64-1111(内線 432)

FAX 0297-60-1584

E-mail nousei@city.ryugasaki.lg.jp